

## 法務省の人権擁護機関からの意見

法務省の人権擁護機関が行っている人権啓発活動や人権侵犯事件の調査救済活動に当たっては、学校と連携してこれに対処することがあるが、その運用において、現場の生の声として以下の実情と要望が寄せられている。

### 1 人権啓発活動

#### 【連携の実情】

#### ①学校・教育委員会の基本的姿勢

・人権教室の実施について依頼をする際、学校側から強い警戒感を持たれることがある。  
・年度当初、学校に対して、人権作文コンテスト、人権作品コンクール及びSOSミニレターの協力依頼を行っているが、一部の学校では校長会を通してからでないと取り合ってくれない。もう少し柔軟に対応できないものかとの意見がある。

#### ②年間行事への組み込み

・人権教室の取組については、学校のカリキュラムに年度途中で入り込むことが困難である。あらかじめ年間を通して一定程度の枠を確保できれば、人権教室の円滑な実施が可能となるものと思われる。

#### 【学校現場への要望】

・中学生人権作文コンテストについて、生徒に対して、その説明(応募の趣旨、目標、主催者等)を十分に行っていただきたい。

### 2 調査救済活動

#### 【連携の実情】

#### ①学校・教育委員会の基本的姿勢

・公立学校から事情を聴取するために学校へ連絡をとると、学校が教育委員会に指示を仰ぐ場合があるが、その際、教育委員会の姿勢次第で協力が得られなくなることがある。  
・保護者から申告があった「いじめ」事件において、保護者の強い要望があったため、当機関が教育機関に対し、三者による面談の場を設けたい旨を依頼したところ、学校長の了承は得られたが、教育委員会は面談は不要との見解を示した。  
・「いじめ」事件ではないが、新聞報道された体罰事案等で、当機関の業務説明を十分に行ったにもかかわらず、学校長から相手方に対する聴取を控えてもらいたい旨の申出を受けることが多い。  
・自治体作成のいじめ防止の手引きには、相談連絡先として法務省・法務局関係の記載はない。(同自治体では、民生委員や保護司が出席する会議でも、人権擁護委員に対しては出席要請は無いのが実情であるとのこと。)

#### ②人権侵犯事件の調査への協力姿勢

・教育委員会及び学校側に聴取に行った際には、「そちらはどのような組織か、調査を行う権限は何か。」と聞かれる事が多い。結果、具体的な聴取を行う前に権限説明(もしくはそれ以前の形式的説明)に時間を要することがある。  
・事情聴取及び情報提供を市区町村教育委員会に求めたが、第三者委員会を立ち上げて独自に調査を行うからとして応じてもらえなかった。(数ヶ月後に第三者委員会及びその結果を受けて、学校名及び個人名等を秘匿した報告書は入手)  
・一部の学校から、事件調査について個人情報保護の一点張りで門前払いされたり、ミニレターの内容について、学校に情報提供した際に協力依頼を拒否されたケースがあった。

### ③私立学校・専門学校

- ・私立学校の場合、教育庁、教育委員会等の監督庁がなく、児童・生徒側と学校側がもめている場合には、相談先がないことから泣き寝入りを余儀なくされていると聞いている。
- ・専修学校、専門学校についても監督庁がなく、児童・生徒側と学校側がもめている場合には、相談先がないことから泣き寝入りを余儀なくされている。当局としても、相談先の案内や聴取先の選定について苦慮している。
- ・私立学校におけるいじめは、新聞報道以上の情報をつかむことが困難である。

### ④SOSミニレター

- ・SOSミニレターで親からの虐待を訴えてきた場合、レターの内容をお伝えし、担任等身近な先生からの被害児童生徒との面談を依頼し、状況確認(けがの有無や精神状態の確認)をすることがあるが、先生が迅速に応じてくれないことがある。
- ・SOSミニレター事業については、家庭環境等に問題がある事案の場合は、自宅宛てに返信することができないため学校を経由し、児童生徒への返信の手渡しを依頼している。その際に、学校によっては当機関の業務に非協力的な考えを持っている管理者もいるため、協力依頼に苦慮することがある。
- ・SOSミニレターが学校へ直送される前に、委員が学校に対して同活動の協力要請をしているにもかかわらず、同レターが児童・生徒に配布されていない事案があった。
- ・委員が学校に協力依頼を行った際に、SOSミニレター事業の存在を知らない学校があった。

### ⑤その他

- ・当機関が学校に調査を行う際には、あらかじめ、都道府県教育委員会又は市区町村教育委員会に対する調査依頼書の送付が必要とされているが、教育委員会からの回答には数日を要し、更に以後の日程調整に時間を費やすため、迅速な処理の支障となっている。
- よって、依頼書手続の省略について協力要請をお願いしたい。

## 【学校現場への要望】

### ①学校・教育委員会の基本的姿勢

- ・当機関の権限を認知してほしい。  
→各都道府県、市区町村教育委員会に対して当機関について周知してほしい。
- ・SOSミニレターを含む当機関の取組を紹介するポスター等の掲示を学校に認めてほしい。

### ②人権侵犯事件の調査への協力姿勢

- ・当機関からの問合せには応じてほしい。  
→各都道府県、市区町村教育委員会から学校に対して当局への協力要請をしてほしい。

### ③私立学校・専門学校

- ・私立学校内で体罰やいじめが隠蔽されない仕組みを作してほしい。  
→重大な事案が発生した場合、都道府県の私学担当部署が報告書の提出を求めたりすることを視野に入れて検討してほしい。
- ・専修学校、専門学校内で講師による暴言や児童生徒間のいじめが隠蔽されない仕組みを作してほしい。  
→重大な事案が発生した場合、都道府県の私学担当部署が報告書の提出を求めたりすることを視野に入れて検討してほしい。

### ④SOSミニレター

- ・改めて、SOSミニレター事業について、教育委員会及び学校への周知及び協力要請をお願いしたい。